

「令和3年度熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」 開催要綱

令和3年5月27日
環境省大臣官房環境保健部長決定
気象庁大気海洋部長決定

1 開催目的

近年、気候変動等の影響により、熱中症による救急搬送者数、死亡者数は増加傾向にあり、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。平成30年以降の直近3年間に最も救急搬送人員が多く発生しており、死亡者数も1000人を超えており、今後の気候変動の影響を考慮すると、状況はますます悪化していくと懸念されることから、社会全体で熱中症予防対策に取り組むことが必要である。

令和2年7月1日～同年10月28日に関東甲信地方で、先行的に実施した「熱中症警戒アラート（試行）」の検証結果を踏まえ、令和3年度は、「熱中症警戒アラート」の全国での運用を開始することとした。

また、令和3年3月25日に開催された熱中症対策推進会議で策定された熱中症対策行動計画では、新たに、熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数を年1000人以下とする中期的な目標と、熱中症警戒アラートなどに基づく熱中症予防行動の定着という令和3年夏の目標を掲げている。

そこで、熱中症警戒アラートなど熱中症予防対策に係る情報発信及び活用について評価・検討するため、有識者で構成された「令和3年度熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を環境省と気象庁が共同で開催するものである。

2 検討内容

- (1) 热中症警戒アラートなど熱中症予防対策に係る情報発信及び活用についての評価・検討
- (2) その他熱中症対策に資する効果的な情報発信に関する事項

3 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する有識者の中から環境省大臣官房環境保健部長及び気象庁大気海洋部長の両部長が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。

- (3) 座長は、検討会に、委員の代理者の出席を認めることができる。
- (4) 座長は、検討会に、必要に応じてオブザーバーの参加を認めることができる。
- (5) 座長は、検討会に、必要に応じて専門家等を説明員として出席させることができる。
- (6) 本検討会の事務は、環境省と気象庁が共同で行う。なお、検討会を円滑に運営するため、当該事務の一部を委託先等において処理させることができる。

4 公開等

本検討会は原則として公開とするが、個人情報の保護、知的所有権の保護等の観点から座長が必要と判断する際には、資料を含む会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

検討会の資料及び議事要旨については、非公開とされたものを除き検討会終了後、ホームページ等により公表する。

5 開催予定

本委員会は、年2回程度の開催を見込む。

6 その他

その他本検討会の開催に当たり必要な事項は、座長の承認を受けて定める。